

(仮称) 西島松新市街地整備事業に関する基本協定書

北海道恵庭市（以下「甲」という。）、株式会社北海道日本ハムファイターズ（以下「乙」という。）、株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント（以下「丙」といい、甲、乙及び丙を総称して「関係三者」という。）は、北海道恵庭市西島松所在の新市街地整備用地である別紙の範囲（以下「(仮称) 西島松新市街地整備用地」という。）に北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設を立地すること、並びに、関係三者が連携して(仮称) 西島松新市街地整備用地を整備のうえ管理運営すること（以下総称して「本事業」という。）の実現に向けて、以下のとおり基本協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

(本事業の目的)

第1条 本事業は、関係三者が相互に連携・協力し、(仮称) 西島松新市街地整備用地に北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設を整備するとともに、住宅、商業、公園緑地等を含む当該用地の整備、及び、管理運営を推進することを目的とする。

(本事業の内容と役割分担)

第2条 関係三者は、本事業の内容と各当事者の役割の骨子について、本協定書のとおりに合意する。

なお、詳細な内容やスケジュールについては、関係三者の今後の協議と合意によって決定及び開示する。

- 2 甲は、本事業の実現に必要な(仮称) 西島松新市街地整備用地の整備及び関連する公共施設等の整備を行う。
- 3 関係三者は、(仮称) 西島松新市街地整備用地の隣接地を含むエリア一帯におけるまちづくりに関する協議を進める。
- 4 関係三者は、相互に協議のうえ(仮称) 西島松新市街地整備用地にメインスタジアム、サブグラウンド、内野練習場、室内練習場、選手寮その他のファーム関連施設等を整備する。
- 5 甲は、前項の整備などにあたり、財政的な支援を行うものとする。
- 6 (仮称) 西島松新市街地整備用地におけるファーム関連施設等の管理運営は丙が主体的に行うものとし、管理区分及び維持管理方法については、関係三者が別途協議のうえ定める。
- 7 関係三者はファーム関連施設等を活用し、甲の地域経済活性化及びスポーツ振興のための連携イベント等の実施について相互協力する。実施内容については別途協議のうえ定める。
- 8 関係三者は、第1条に定める本事業の目的達成のため相互に協力・支援する。

(本事業の実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、供用開始日から30年間を基本として、今後、関係三者で別途協議のうえ定めるものとする。

(誠実協議)

第4条 本協定書の約定内容に関して疑義が生じたとき、又は本協定書に定めのない事項については、関係三者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書３通を作成し、関係三者が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

２０２６年　　９月２５日

北海道恵庭市京町１番地
甲　　恵庭市
　　　恵庭市長　原田　裕

北海道北広島市Ｆビレッジ１番地
乙　　株式会社北海道日本ハムファイターズ
　　　代表取締役社長　小村　勝

北海道北広島市Ｆビレッジ１番地
丙　　株式会社ファイターズスポーツ＆エンターテインメント
　　　代表取締役社長　前沢　賢

別 紙

